

新旧対照表

【食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い等について（昭和 57 年 9 月 29 日蔵関第 1055 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い等について 標記のことについては、「食品等輸入監視の協力方依頼について」（昭和 57 年 9 月 25 日環食第 203 号）の別添「食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱要領」に従って処理することとし、昭和 57 年 10 月 1 日から実施されたい。 別 添 食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い要領 1 用語の定義 (1) 食品：全ての飲食物をいう。ただし、<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u>（昭和 35 年法律第 145 号。<u>以下「医薬品医療機器等法」という。</u>）第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。 (2)～(11) （省略） 2 （省略） 3 届出の要否 (1) 法第 27 条により届出を必要とする食品等は、販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。以下同じ。）の用に供し、又は営業上使用することを目的として輸入されるものであるが、輸入貨物が届出を要するか否かの判断は、その形状、使用目的、表示、その他関係書類等客観的な状況を勘案して行うが、下記アからエに掲げるものについては原則として届出の対象外として取り扱われたい。 ア～イ （省略） ウ. 法第 4 条に規定された器具及び容器包装に該当しない機械、器具その他の物<u>及び容器包装</u> エ. 国内において食品等として販売又は営業上使用することを目的としないことが明らかである次に掲げる食品等	食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い等について 標記のことについては、「食品等輸入監視の協力方依頼について」（昭和 57 年 9 月 25 日環食第 203 号）の別添「食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱要領」に従って処理することとし、昭和 57 年 10 月 1 日から実施されたい。 別 添 食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い要領 1 用語の定義 (1) 食品：全ての飲食物をいう。ただし、<u>薬事法</u>（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。 (2)～(11) （同左） 2 （同左） 3 届出の要否 (1) 法第 27 条により届出を必要とする食品等は、販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。以下同じ。）の用に供し、又は営業上使用することを目的として輸入されるものであるが、輸入貨物が届出を要するか否かの判断は、その形状、使用目的、表示、その他関係書類等客観的な状況を勘案して行うが、下記アからエに掲げるものについては原則として届出の対象外として取り扱われたい。 ア～イ （同左） ウ. 法第 4 条に規定された器具及び容器包装に該当しない機械、器具その他の物 エ. 国内において食品等として販売又は営業上使用することを目的としないことが明らかである次に掲げる食品等

新旧対照表

【食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い等について（昭和 57 年 9 月 29 日蔵関第 1055 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(ア) 個人用、試験研究用及び社内検討用の<u>食品等</u> (イ) 10kg 以下の<u>食品等</u> (ウ) 展示用の<u>食品等</u> (エ) (省略) (オ) <u>医薬品医療機器等法</u>第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定する医薬品及び医薬部外品。ただし、薬品及び医薬部外品に該当するか否かの最終的な判断は厚生労働省医薬食品局又は地方公共団体の薬事担当部局が行うものであること。 (カ) 輸入貿易管理令（昭和 24 年政令第 414 号）別表第 1 に規定された次の<u>食品等</u> A～F (省略) (キ) 食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号。以下「規則」という。）別表第 10 に掲げる食品 A (省略) B コプラ：関税率表<u>第</u>1203.00 号に掲げるものをいう。 C (省略) D 粗糖：<u>砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和 40 年法律第 109 号）第 2 条第 3 項</u>に規定する「粗糖」をいう。 E (省略) F 糖みつ：関税率表<u>第</u>17.03 項に掲げるものをいう。 G 麦芽：関税率表<u>第</u>11.07 項に掲げるものをいう。 H ホップ：関税率表<u>第</u>12.10 項に掲げるものをいう。 (2) (省略) 4 通関の際の取扱い (1) (省略) (2) 検査を行うこととした場合 ア (省略) イ モニタリング検査を行ったものについては、検疫所において届出書写しに「届出済<u>の</u>印」を押印し、検査結果判明前であっても輸入者に返却するので、当該届出をもって関税法第 70 条の確認をされたい。 ウ (省略) (3) (省略) 5 保税地域内での検体の収去等 (1) 行政検査においては、検疫所の食品衛生監視員に必要な応じ保税地域に	(ア) 個人用、試験研究用及び社内検討用の<u>もの</u> (イ) 10kg 以下の<u>もの</u> (ウ) 展示用の<u>もの</u> (エ) (同左) (オ) <u>薬事法</u>第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定する医薬品及び医薬部外品。ただし、薬品及び医薬部外品に該当するか否かの最終的な判断は厚生労働省医薬食品局又は地方公共団体の薬事担当部局が行うものであること。 (カ) 輸入貿易管理令（昭和 24 年政令第 414 号）別表第 1 に規定された次の<u>に掲げるもの</u> A～F (同左) (キ) 食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号。以下「規則」という。）別表第 10 に掲げる食品 A (同左) B コプラ：関税率表 1203.00 号に掲げるものをいう。 C (同左) D 粗糖：<u>砂糖の価格安定等に関する法律（昭和 40 年法律第 109 号）第 2 条第 2 項</u>に規定する「粗糖」をいう。 E (同左) F 糖みつ：関税率表 17.03 項に掲げるものをいう。 G 麦芽：関税率表 11.07 項に掲げるものをいう。 H ホップ：関税率表 12.10 項に掲げるものをいう。 (2) (同左) 4 通関の際の取扱い (1) (同左) (2) 検査を行うこととした場合 ア (同左) イ モニタリング検査を行ったものについては、検疫所において届出書写しに「届出済印」を押印し、検査結果判明前であっても輸入者に返却するので、当該届出をもって関税法第 70 条の確認をされたい。 ウ (同左) (3) (同左) 5 保税地域内での検体の収去等 (1) 行政検査においては、検疫所の食品衛生監視員に必要な応じ保税地域に

新旧対照表

【食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い等について（昭和 57 年 9 月 29 日蔵関第 1055 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
立ち入らせ、蔵置されている食品等の検査のため当該貨物を開梱し、試料の収去等を行わせるので便宜を与えられたい。 なお、見本の収去を行う場合は、食品衛生監視員が様式第 10 号の「見本採取票」3 通（税関用、採取者用、輸入者用）を税関に提出し、うち 2 通（採取者用、輸入者用）に税関の確認印を受ける。 また、見本収去等が行われた貨物について、様式第 11 号の「食品衛生法第 28 条に基づく収去開梱済の証」を貼付する。 (2) (省略) 6 ～ 7 (省略)	立ち入らせ、蔵置されている食品等の検査のため当該貨物を開梱し、試料の収去等を行わせるので便宜を与えられたい。 なお、見本の収去を行う場合は、食品衛生監視員が様式第 10 号の「見本採取票」3 通（税関用、採取用、輸入者用）を税関に提出し、うち 2 通（採取者用、輸入者用）に税関の確認印を受ける。 また、見本収去等が行われた貨物について、様式第 11 の「食品衛生法第 28 条に基づく収去開梱済の証」を貼付する。 (2) (同左) 6 ～ 7 (同左)